

保育園等へ入園できる基準(令和9年度当初分)

- a 就 労 ……居宅内外で月60時間以上就労している場合
(内職の場合は3歳児以上)
- b 母親の出産 ……母親が出産の前後(予定日前3か月・出産月2か月後の月末)の場合
＜例：出産予定日が1月30日の場合→10月1日から
出産日が2月1日の場合→4月30日まで＞
- c 病 気 等 ……保護者の病気、または心身の障害により、家庭で保育ができない場合
- d 病人の看護等 ……同居の家族が長期間病氣中、またはその心身に障害があるため、保護者がいつもその看護にあたっている場合
- e 災 害 等 ……火災・風水害・震災などで家屋を失ったり、破損したりしたことにより、その復旧にあたっていて児童の保育ができない場合
- f 就 学 ……各種学校等の教育施設に在学し、月60時間以上就学している場合
- g 虐待・DV ……虐待やDVのおそれがある場合

▼以下の基準は、2次募集からのお申し込みとなります

- h 求職活動・起業準備活動 ……求職及び起業準備活動中または予定である場合(入園後、90日経過後に就労又は開業できない場合は、退園となります。)
- i 育児休業 ……既に保育を利用している子どもがおり、弟妹の育児休業取得中も継続して保育を利用する必要がある場合(※1)又は弟妹の育児休業取得中に新規で保育を利用する場合(※2)

(※1)継続利用は2歳児以上の在園からとなり、0歳児又は1歳児として在園している保護者が弟妹の育児休業を取得した場合は、退園となります

(※2)育児休業を基準とした新規利用の場合は3歳児以上からの申込みとなります